

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正

1 趣旨

寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（NPO法人）として、指定を受けるため、新たに1法人から指定の申出があり、当該法人について、指定基準等に基づき審査を行ったところ、基準に適合すると認められました。

そこで、当該法人を、新たに条例で個別に指定するために、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の一部改正を行います。

※「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金」とは、「寄附金税額控除の対象となる寄附金」をいいます。

2 新たに条例で個別に指定する法人

(指定する法人名) 特定非営利活動法人市民の会 ^{ことぶき} 寿 アルク

※法人の概要及び指定基準等の適合については別紙1、指定基準3の公益要件の適合については別紙2をそれぞれ参照

3 条例の一部改正内容

寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる法人の名称及び当該法人の主たる事務所の所在地等を条例で明らかにするもので、当該申出を行ったNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次の条例の別表（一部抜粋）の最後に追加します。

条例別表（一部抜粋）

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ろばと野草の会	中区松影町3丁目11番地の2
特定非営利活動法人ぱれっとの会	鶴見区鶴見中央三丁目26番14号
特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町1, 411番地の5
特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	金沢区富岡東一丁目10番12号
特定非営利活動法人アクションポート横浜	中区山下町25番地の1
特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区三ツ境10番地6
特定非営利活動法人市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2

これまでの
市会定例会で
指定済みの法人

今回新たに
指定する法人

寄附金税額控除の対象となる寄附金

○地方税法第314条の7第1項第4号

市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千元を超える場合にあっては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

（略）

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

○地方税法第314条の7第3項

第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

1 申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人市民の会寿アルク
代表者の氏名	理事長 村田 由夫
主たる事務所の所在地	横浜市中区松影町三丁目11番地2 三和物産松影町ビル
設立年月日	平成18年3月20日
定款に記載されている目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立して生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、障害福祉サービスを行う。
活動分野	1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2 社会教育の推進を図る活動 3 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 4 人権の擁護を図る活動
事業の概要	1 障害福祉サービス事業 (アルコール依存症者のデイケアセンター及びグループホームの設置・運営) 2 依存症の人々のための相談、援助及び福祉の増進に係る事業 (アルコール依存症者等の相談室の設置・運営、中区アルコール依存回復プログラムモデル事業業務委託) 3 依存症についての調査、研究、情報提供、啓発に係る事業 4 社会参加のための地域交流に係る事業
活動地域	中区
収支の概要	【平成23年度】 収入合計 ¥135,886,000.- 支出合計 ¥134,675,000.- 収支差額 ¥1,211,000.- 【平成24年度】 収入合計 ¥134,906,000.- 支出合計 ¥135,459,000.- 収支差額 △¥553,000.- 【平成25年度(予算)】 収入合計 ¥135,340,000.- 支出合計 ¥135,060,000.- 収支差額 ¥280,000.-
資産、負債等の概要	【平成24年度末】 資産合計 ¥18,120,390.- 負債合計 ¥5,222,020.- 正味財産合計 ¥12,898,370.-

2 申出法人の指定基準適合表（指定基準3については、別紙2参照）

別紙1

	要件	確認した書類	判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、会報誌	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	■認定履歴による確認	適合
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	別紙2参照	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員の総数のうちに役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること	■定款 ■総会議事録	適合
指定基準5	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■現金出納帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■現金出納帳 ■給与台帳 ■伝票類	適合
	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合
イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合	
ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書 ■パンフレット ■事務所掲示物	適合	
(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与・謝金台帳 ■給与規定 ■契約書 ■総勘定元帳 ■収支計算書	適合	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	—	
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—	
オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	—		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類	適合
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	■登記事項証明書	適合
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合	
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合	
(8) 次のいずれかに該当する法人			
ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合	
備考1	縦覧期間中(7月31日～8月31日)の市民からの法人に対する意見		無し
備考2	実態確認調査日		平成25年8月23日
備考3	市民協働推進委員会への意見聴取結果(平成25年9月20日)		指定相当

申出法人の指定基準3（公益要件）に関する適合について

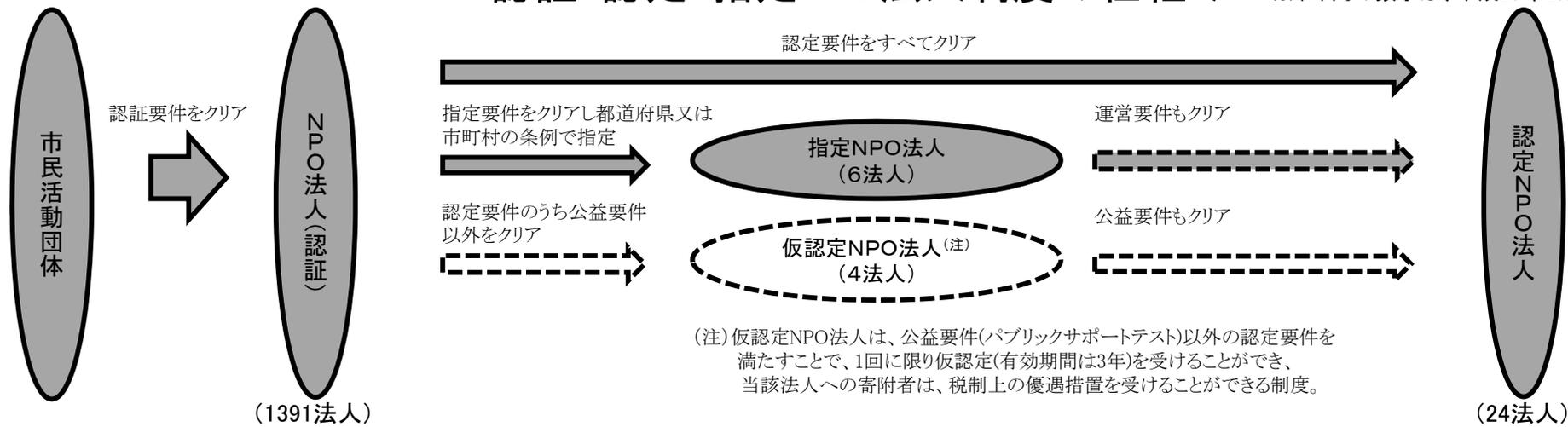
別紙2

◎指定基準3： 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること（※次のア及びイを満たすこと）

要件	法人による説明内容(要約)	確認した書類等
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次の(ア)から(オ)の項目を総合的に判断		
(ア)法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	横浜市健康福祉局からの助成（横浜市地域活動支援センター精神障害者地域作業所型運営費等補助金・横浜市障害者グループホーム運営費補助金）や横浜市中区役所の委託（中区アルコール依存回復プログラムモデル事業業務委託）を受け、アルコール依存症者やアルコール依存が疑われる人を対象に、回復に向けた支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■委託契約書 ■補助金交付決定通知書・交付額確定通知書
(イ)事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	1992年から任意団体を設立し、これまでアルコール依存症者の回復支援（デイケアセンターや障害者グループホームの運営）を安定的に行ってきた。また、複数年に渡っての継続した寄附者が多数いることから、寄附金が法人にとって安定した収入源となっており、これらの収入を活用して、デイケアセンター等の運営のみならず、法人自主事業（アルコール依存症に悩んでいる人やその家族を対象にした事業）にも継続的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会の議事録 ■寄附者名簿 ■帳簿類
(ウ)受益の機会が一般に開かれていること	運営している施設や実施している事業の募集案内等をチラシやパンフレットで広く周知することで、受益の機会が開かれている。また、法人自主事業（ヒューマンサポートセンター）は、アルコール依存症当事者だけではなく、その当事者を取り巻く環境の人々にも開かれた事業である。	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、チラシ
(エ)自主的・自発的に独立して行われていること	法人自主事業（ヒューマンサポートセンター）を平成23年から実施し、アルコール依存症者やその家族等を対象にした相談や居場所の提供など自主的・自発的な活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■チラシ ■帳簿類
(オ)その他、市民の利益に資すること	アルコール依存症を関係者により理解してもらうことを目的として、看護学生や福祉施設職員等向けに授業や講座を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ■チラシ
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(ア) 行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ①横浜市からの助成 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市地域活動支援センター精神障害者地域作業所型運営費等補助金 ・横浜市障害者グループホーム運営費補助金（平成23年4月1日～平成26年3月31日） ②横浜市からの委託 <ul style="list-style-type: none"> ・中区アルコール依存回復プログラムモデル事業業務委託（平成24年4月1日～平成26年3月31日） 	<ul style="list-style-type: none"> ■委託契約書 ■補助金交付決定通知書・交付額確定通知書
(イ) 企業等から支持を受けている実績	横浜市中区社会福祉協議会からの助成 よこはまふれあい助成金 （平成23年4月1日～平成26年3月31日）	<ul style="list-style-type: none"> ■助成金交付決定通知書

認証・認定・指定NPO法人制度の仕組み

※()内の数字は、平成25年10月31日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 設立の手續、申請書、定款の内容が規定に適合していること (2) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (3) 暴力団、暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと (4) 10人以上の社員を有すること	(1) 公益要件(下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (a) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (b) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件(パブリックサポートテスト)(下記のいずれかを満たすこと) ア 相対値基準: 経常収入額における寄附金額の割合が5分の1以上 イ 絶対値基準: 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ 指定NPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の縦覧 書面上の形式審査 	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の縦覧 書面審査 法人事務所等での実態確認調査 横浜市市民協働推進委員会への諮問・意見聴取 横浜市議会での議決(6月・12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 書面審査 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得	(1) 税制上の優遇措置 ア 個人が寄附をした場合 当該寄附金から2千円を控除した金額の6%分が市民税から控除 ※当該法人が県の指定も受ける場合は、当該寄附金から2千円を控除した金額の4%分が県民税から控除。市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる (2) 認定要件の一つである公益要件(パブリックサポートテスト)が免除	(1) 税制上の優遇措置 ア 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 当該寄附金から2千円を控除した金額の40%分が所得税から、6%分が市民税から、4%分が県民税からそれぞれ控除。 イ 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が認められる ウ 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる
5 有効期間	なし	5年間	5年間